

◎新潟県告示第987号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第30条の規定により、家畜の伝染病のまん延を防止するため次のとおり家畜の所有者に対し予防措置の実施を命ずる。

令和7年11月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため
- 2 実施すべき区域
新潟県一円
- 3 実施の期日
令和7年11月13日から令和8年3月31日まで
- 4 実施すべき措置
消毒方法の実施
- 5 実施方法
県の家畜防疫員の指示するところにより、県内で100羽以上の鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する農場において、消石灰等を農場内（鶏舎の周囲及び農場外縁部）に散布する。